

婚姻届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

ご結婚おめでとう
ございます！



以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したもの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

チェック	当てはまるかたはいますか？		手続き	必要なもの		期限	担当課	窓口 番号	
証明書の交付 他	氏（姓） が 変わる かた	旧氏で印鑑登録をしている かた	印鑑登録（必要なかた） ※旧氏での登録は自動的に抹消さ れます。	・ 印鑑 ・ 登録者の本人確認書類（顔写真入）			市民課 住民記録係 51-6755 戸籍係 51-6756	4 番	
		マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・ マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード ・ 暗証番号の入力（数字4桁）				2 番	
		マイナンバーカードに署名 用電子証明書を搭載したか た	電子証明発行申請（必要なかた） ※氏名変更により自動的に失効し ます。	・ マイナンバーカード ・ 暗証番号の入力（英数字6～16桁）					
		住所や世帯の変更をされるかた	住所・世帯の変更	・ マイナンバーカード ・ 暗証番号の入力（英数字6～16桁） ※戸籍の届出のみでは住所や世帯は自動で 変更になりません。 住所、世帯の変更をご希望される場合は 別途手続きが必要です。					
	婚姻後の各種書類を必要な かた		住民票の申請	・ 申請者の本人確認書類				※婚姻届出後、書類発行までお時間をいた だきます。 ※住所地または本籍地が十和田市以外の方も 申請できる場合がございます。 ※詳しくはお問合せください。	3 番
			戸籍謄本等の申請						
			婚姻届受理証明書の申請 （婚姻届出地の役所へ）						
	市営住宅へお住まいのかた	同居申請書等	・ 住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 51-6738	別館 2階			
健康保険		国民健康保険証をお持ちで、氏 が変わるかた	氏名変更の手続き	・ 届出者の本人確認書類 ・ 氏が変わるかたのマイナンバーが わかるもの ・ 氏名変更前の保険証 ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場 合は委任状 （委任状が無い場合は郵送となります。）		国保年金課 国保税係 51-6751	10番		
		後期高齢者医療保険証をお持ち で、氏が変わるかた		・ 氏名変更前の保険証 （新保険証は郵送となります。）		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11 番		
年金		厚生年金加入者で会社などを退 職したかた	国民年金資格取得届	・ 届出者の本人確認書類 ・ 資格喪失証明書 ・ マイナンバーまたは基礎年金 番号がわかるもの	喪失日から 14日以内	国保年金課 国民年金係 51-6753	11 番		
			国民年金保険料免除申請	・ 届出者の本人確認書類 ・ 離職票 ・ マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる もの					
		農業者年金に加入または受給して いて、氏が変わるかた	農業者年金氏名変更届	・ 届出者の本人確認書類		農業委員会 51-6740	別館 4階		
高齢		65歳以上で、氏が変わるかた (介護保険証をお持ちのかた)	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます			高齢介護課 介護保険係 51-6721	9 番		
税金		口座振替の申込をしていて、氏 が変わるかた	口座名義の変更手続き	・ 口座名義変更後の通帳 ・ 届出印		収納課 納税管理係 51-6762	7番		

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
障がい		障害者手帳をお持ちで、氏が変わるかた (身体、療育、精神)	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 51-6718	2階 7番
		自立支援医療を受けていて、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	・受給者証			
子ども		児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届や新養育者による 認定請求 等	・新受給者の保険証 ・新受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども保育係 51-6717	保健 セン ター (周 辺 図 参 照)
		保育施設に入園しているお子さん がいるかた	届出事項変更届				
		子ども医療費を受給している かた	受給資格証の交付(更新)申請	・子の保険証		こども支援課 こども給付係 51-6716	
		ひとり親家庭等に該当して いたかた	ひとり親家庭等医療費受給資格変 更(消滅)届	・受給資格証			
			児童扶養手当の資格喪失届	・児童扶養手当証書			
		特別児童扶養手当を受給して いるかた	特別児童扶養手当受給者・児童 (氏名・住所)変更届	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本			

証明書コンビニ交付サービスのお知らせ

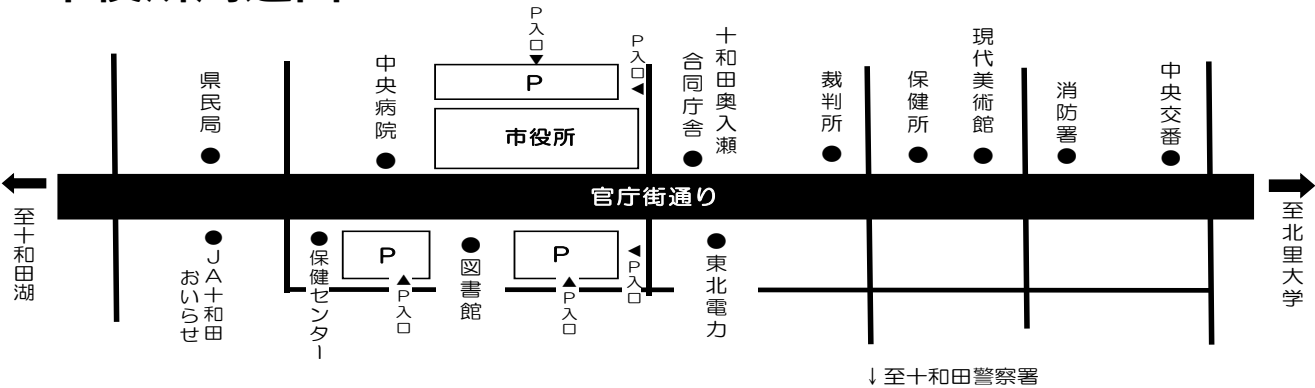
マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

【証明書コンビニ交付サービスで取得できる証明書】・

取得できる証明書	請求できる範囲	利用条件	手数料
住民票の写し	・本人 ・同一世帯の方	・十和田市に住民登録がある方	300円
印鑑登録証明書	・本人	・十和田市に印鑑登録をしている方	300円
戸籍全部事項証明書	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	450円
戸籍個人事項証明書	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	450円
戸籍の附票の写し	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	300円
課税証明書	・本人	・課税地が十和田市の方 ・十和田市に住民登録がある方	300円

○利用できる店舗…セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、マックスバリュなどのマルチコピー機が設置されている店舗

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111 (代表) HP：<https://www.city.towada.lg.jp>

開庁時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで (戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等)
- ・コンビニエンスストア等 (マイナンバーカードをお持ちのかた)
6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く